

従軍看護婦派遣への道程に関する研究ノート (1)

川口 啓子

Study Notes on the Progress of Sending Military Nurses (1)

Keiko Kawaguchi

要約

日赤は、戦地傷病兵救護を目的に創設された組織である。平時には、戦時準備として救護員の養成を行い、第二次世界大戦終結まで従軍看護婦養成、派遣を積極的に推進した。西南戦争当時、救護員養成はまだ行われておらず、現地募集の男性が救護にあたった。その後、従軍看護婦養成を開始し、日清戦争においては看護婦を厳選しつつ国内予備病院に限って救護活動の任にあたらせた。日清戦争時の救護活動の評価が良好であったことを受け、北清事変ではさらに病院船勤務を実行し、従軍看護婦は内地から海上へと勤務先を拡大していったのである。

これらの続きに日露戦争と二つの世界大戦があるのだが、本稿では、今日の「武力攻撃事態法」において日赤が公共指定機関となっていることを念頭におきつつ、従軍看護婦派遣の初期の道程を追った。

キーワード：日赤 救護 女性 戦地 派遣

2004年2月16日受理

はじめに

過去、日本赤十字社（以下、日赤）は、慎重にも慎重を重ねて女性を従軍看護婦として戦地に派遣することを決めた。今、自衛隊のイラク派遣という現実を受けて、次は従軍看護師の養成と派遣であると言い切るにはまだ早いだろうが、そう考えるにこしたことはない。それが戦闘地域であるとないと関わらず、兵士の派遣は常に医療従事者の派遣を伴うものだからである。中でも、過去、多数をしめたのが看護師（当時、看護婦）であった。

南条薫は、第二次世界大戦をふりかえって次のように述べる。「看護婦が女性として最大の戦争参加グループであったことは事実である」（『日本の看護婦—その実態とビジョン—』p.25）。

なぜ、看護婦は戦争に参加したのか、とりわけ多数をしめた日赤従軍看護婦にはどのようにして参加の道が開かれていったのか。

本稿は、日赤が行ってきた従軍看護婦の派遣の経過に関する研究ノートである。

日赤は、当初から何の抵抗もなく女性を戦地に派遣したわけではない。当初は男性看護人で始められた西南戦争における救護活動以後、いくつかの戦争を経て、徐々に女性が戦地で活躍することの評価を獲得し、その後の従軍看護婦派遣へとつながったのである。

従軍看護婦の手記や研究は、第二次世界大戦を舞台として多く存在するが、さしあたって本稿では、西南戦争、日清戦争、北清事変の際に、日赤がどのような議論を行い、どのような認識のもとで女性を従軍看護婦として派遣するに至っ

たかを考えたい。

研究資料としては、主として『日本赤十字社史稿』(1911年)を使用する。『日本赤十字社史稿』(以下、『社史稿』)は日赤の公式記録で、1911年発行のもの(1877年から1907年の記録)から最近の第10巻まで、おおよそ10年ごとに発行されている。非売品ではあるが、日赤本社または都道府県支部、全国主要図書館、研究機関、医師・看護師養成機関などに寄贈されており、誰でも閲覧が可能である。

『社史稿』だけでも膨大な記録であるのだが、読み進めていくと、さらに多くの歴史的事実、数え切れないほどの人生がその行間からあふれだす。

本稿は研究ノートという性格上、『社史稿』(1911年)の部分的要約と抜き書きを中心に、若干のコメントを加える形式となった。脚注は最小にとどめ、本文中に『社史稿』をはじめいくつかの文献の該当ページを示している。

尚、本稿展開に先立ち、若干、従軍看護婦に関わる表記について用語の整理をしておく。

救護員、救護人、看護人、看護員、看護婦は、同様の意味であり、ここでは日赤が養成した救護の任にあたる者を指す。看護婦という表記が特に女性を指している以外は、性別を特定するものではなく、初期には概ね男性を指していた。

また、戦地で傷病兵救護にあたる女性の看護人を、本稿では従軍看護婦という呼称で統一したが、日赤が認める正式名称は、日赤救護看護婦であり、従軍看護婦は通称である(『世界と日本の赤十字』p.82)。ただ、日赤が最も多く従軍看護婦を輩出しているため日赤救護看護婦の代名詞のように使用された。実際には、陸海軍病院看護婦も従軍看護婦に含まれている(『日本赤十字の素顔』pp.92-93)。

1. 西南戦争(1877年)

西南戦争¹⁾は、1877年の西郷隆盛らの反乱で、

明治政府に対する不平士族らの反乱のなかでも最大かつ最後のものではあった。西郷が征韓論に破れて官職を辞し、鹿児島に設立した私塾の生徒らが中心となって、この年の2月に挙兵、9月には西郷の自死によって政府軍²⁾勝利のうちに終結した。

この戦争は、博愛社³⁾(日赤の前身)創設のきっかけとなった(『社史稿』pp.89-153、または『社史稿』pp.1109-1136。拙論「博愛社の組織的特徴に関する歴史的分析」『日本医療経済学会会報』を参照)。

西南戦争当時の最も大きな焦点は、戦時救護という活動が認められるかどうか、また恒常的にそのような活動をする結社を創設できるかどうかであった。実際の救護活動には博愛社創業者ら(賛同者、応募者)が赴き、政府軍管理の下で救護活動を行った。この任にあたったのは、全て男性看護人であった。彼らは、組織的に集結した救護員ではなく、現地で募集した人々が大半であった。また、この時点では看護婦、即ち女性の派遣など全く念頭の外であった。

この戦争では、戦地となった熊本地方、鹿児島地方、及び傷病兵の搬送先となった長崎軍団病院と大阪陸軍病院などでの救護活動と慰問が行われている。この時の救護にあたった人員は116人、患者数は1,429人と記録されている。ちなみに、創設されたばかりの博愛社社員数は1877年の暮れでようやく38人を数える程度で、非常に小さな組織であった。

この戦争の後、明治政府は名実ともに全国をその権力下に治める。そして、その後の国策にそって、博愛社を日本赤十字社とし、引き続き勃発する戦争における軍隊衛生部補助部隊として育成していくことになる。

2. 西南戦争後から従軍看護婦養成へ

博愛社発足当時は、社員が即ち救護員でもあった。まだ、社員組織から救護員(後の従軍看護

婦)養成事業が分化していなかったことは既に述べた通りである。

「博愛社社員ハ其社員タルト同時ニ戦時救護員タル任務ヲモ有スルコトヲ知ルヘキナリ」(『社史稿』 p.699)

しかしながら、その後の社員の増加と、救護員の訓練の必要から規則等が見直され、社員とは別に、救護員の一般募集も始まった。1880年に「看護補員規則」の制定、翌1881年には「博愛社規則(八十一箇条)」に「醫員看護補員準備規則」を設けるなど整備がなされていった。さらに、事業資金の必要から社員数拡大の方針が示されると、徐々に「社員=救護員」という構図が崩れ、1887年に日本赤十字社へ改称すると同時に、社員と救護員の違いは次のように明確にされた。

「其社員タル者ハ老幼男女貴賤貧富ヲ問ハス苟モ規定の年釀金ヲ納ムル者ノ皆社員タルノ資格ヲ有スル者ト定メタリ隨テ戦時ニ方テ是等多數ノ社員ヲシテ盡ク救護員ノ地位ニ立タシメ若クハ醫員若クハ看護員トシテ選擇派遣セントスルハ實際行フ可ラサルノミナラス其奏功殆ト期ス可ラサルナリ故ニ社員ト救護員トハ全然其責任ヲ區別シ救護員ハ社員又ハ他ノ有志者中ヨリ選任シテ平時ヨリ特別ノ規約ヲ設ケ専ラ戦時救護ノ事業ヲ講究セシムルノ方法ヲ執ラサル可ラス」(『社史稿』 p.700)

こうして救護員は、その任に相応しい者を選抜または募集の上訓練する道が開かれ、社員組織とは別に実戦部隊として形成されていった。そして、実際に看護婦養成がはじまったのは、1890年からである。看護婦養成の詳細は、亀山美知子著『近代日本看護史Ⅰ日本赤十字社と看護』、『近代日本看護史Ⅱ戦争と看護』においてわかりやすくまとめられている。

3. 日清戦争(1894~1895年)と看護婦派遣

1) 初めての対外戦争

1894年から1895年にかけて、日本と清との間で行われた戦争が日清戦争である。朝鮮半島の利権をめぐる行われた戦争で、東学党の乱をきっかけに1894年6月に日本が朝鮮に出兵した。7月には清と豊島沖海戦を開始し、8月に入って宣戦布告。日本側が平壤、黄海、旅順などで勝利し、結果、1895年に日清講和条約(下関条約)が両国によって調印され、日清戦争は終結した。

この時期の日赤は、既に皇室の保護を受け、陸、海、宮内三省の監督下におかれ、委員部を中心として全国組織及び篤志看護婦人会⁶⁾の支会も徐々に整ってきた時期であった(この詳細については拙論「日本赤十字社の全国組織網形成過程に関する研究-改称年度から20年間を中心として-」『月刊国民医療』を参照)。社員数も全国で1894年に117,022人、1895年には182,414人を数えるに至り、社会的基盤を築きつつあった。

しかしながら、日清戦争は日赤にとっては組織整備進行中のはじめての対外戦争であり、「一応の対応はなし得たものの実験的意義をもつものとなった」(『人道・博愛-百年の歩み』 p.27、または『社史稿』 pp.69-89)。例えば、日赤の救護活動計画については、全て三省に報告し、特に軍部の検閲を受けたものの、日清戦争における救護員の使用については、それほど組織だったものではなく当初は次のような状況であった。

「然レモ本社事業ハ如何ナル程度ニマテ準備スヘキヤ又ハ本社事業ハ如何ナル場合ニ實施スヘキヤノ事項ニ至テハ未タ公然ノ令達ニ接セス明治二十七八年戦役ニ際シテハ本社ノ一ノ恤兵團體トシテ豫備病院及兵站区域内又ハ運送船内ニ於テ使用セラレ其救護員ハ團體組織ヲ許サレスシテ多クハ醫員看護員若干名トシテ離合區々

ニ召用セラレタリ」(『社史稿』p.73)

また、日清戦争⁴開戦前後の措置として、日赤は、陸軍との関係(その指揮命令系統に従うこと)、陸軍の衛生勤務に対する本社救護員の地位を検討し、万国赤十字中央社および同盟各社との関係を明らかにすることに着手した(『社史稿』pp.1137-1301、「明治二十七-二十八年日清戦役ニヨケル救護」を参照)。なぜなら初めての対外戦争であり、とりわけ日清戦争の相手国並びに関係国である清国、韓国が、まだジュネーブ条約⁵に加盟していなかったため、戦地で負傷した日本兵の取り扱いについて非常に不安があったからである。

この戦争に際して、日赤は、日本政府をして清国、韓国両政府に赤十字条約への加盟を進言するよう建言している。但し、清国、韓国がジュネーブ条約を締結しなくとも、日赤救護員は、両国の傷病兵を救護する旨は明らかにした(『社史稿』p.1136)。

2) 看護婦派遣の議論-派遣先を中心に-

看護婦の戦地派遣については、傷病兵救護を目的として出発して看護婦養成を開始した以上、看護婦の戦時下勤務を行う方向で検討されたものの、この議論自体がはじめてのことであり、相当慎重にならざるを得なかった。

既に、1890年には看護婦養成が始まり、1891年の濃尾地震にははじめて看護婦を派遣し、続いてロシア皇太子襲撃事件にも派遣した経験はあるものの、結局、看護婦の戦地(外地)派遣は見送られた。そして、はじめての戦時勤務は内地の病院で行われることとなった。

救護員の派遣先は以下の通りで、看護婦の派遣は、陸軍予備病院を中心に行われた(以下、下線部)。派遣員は看護婦だけの構成ではなく、医員、調剤員、看護人(男性)の他、何らかの責任者が随行する(以下は、『社史稿』第12章目次より要約)。

<戦地救護>

- 1, 戦地派遣第一救護員-仁川、平壤、南浦、義州、龍川、兀山
- 2, 戦地派遣第二救護員-魚隠洞、耳湖浦、柳樹屯、旅順口(旅順口兵站病院、行政署施仁医院)、金州(金州城施仁医院、兵站病院)
- 3, 戦地派遣第三救護員-大孤山、土城子、青堆、昌岑

<上海における救護>

- 1, 第一回陸軍患者輸送および船内衛生事務幫助
- 2, 第二回陸軍患者輸送および船内衛生事務幫助

<陸軍予備病院における救護>

広島陸軍予備病院 東京陸軍予備病院 松山陸軍予備病院 名古屋および豊橋陸軍予備病院
大阪陸軍予備病院 熊本陸軍予備病院 小倉陸軍予備病院 福岡陸軍予備病院 丸亀陸軍予備病院 仙台陸軍予備病院

<俘虜傷病者の救護>

東京 名古屋 豊橋 大阪

<台湾匪徒征討における救護>

基隆兵站病院、台北兵站病院

<その他>

停車場における患者休養および犒車、恤兵品取り扱い、患者慰問および救護員勤務視察など。

3) 看護婦派遣の基準

当初、日赤の看護婦派遣に際しては、子女が兵隊の看護にあたることで風紀上の乱れが問題とならないかどうか、真剣に討議された。この件については、看護婦の「訓練宜しき」を持ってあたる、看護婦が「方正懇篤」であれば問題ないとして、時の野戦衛生長官、軍医総督の石黒忠憲が責任をもって人選にあたったと記している(『橋本綱常博士の生涯』pp.24-27参照)。人選の基準は、次のようなことであった。

「第一規律を重んじ従順なる者、第二品行方

正にして社旨を奉ずる心の篤き者、第三技倆に練達し成る可く年をとり、且つ美貌ならざる者」(『橋本綱常博士の生涯』より石黒軍医総監の懐旧談。)

こうして、陸軍省は各地の予備病院に看護婦を服務させ、各支部には速成看護婦養成を依頼し、不足分を補った(『橋本綱常博士の生涯』p.24)。

尚、橋本綱常とは、博愛社が萬国赤十字条約に加盟する際に、その加盟手続きの調査と加盟のために萬国赤十字社との交渉を行ない、加盟を成功に導いた人物である。同時に、従軍看護婦養成を目的とした博愛社病院(後の日本赤十字社病院)創設に尽力し、最初の院長として日赤病院を運営した。

ところで看護に婦人を用いることについて、「陸軍ノ編成ニ対スル本社事業ノ地位ニ関スル訓令」(『社史稿』pp.1151-1155)の12項は、次のように述べている。

「十二 陸軍病院ノ看護ニ婦人ヲ用フルハ今回ヲ初メトス故ニ最モ注意ヲ要ス即チ之ヲ使用スルニ方テ醫官ハ患者ニ向テ充分其注意ヲ演達シ常ニ患者ト看護婦人ノ間ニ敬意ヲ忘レシム可ラス殊ニ将校ノ患者タル者此看護婦人ニ對シテ互ニ恭敬ノ實ヲ表シ以テ下士以下ニ示サレハ遂ニ言フヘカラサル弊ヲ生スヘシ」(『社史稿』p.1154)

4) 看護婦派遣の身分保障

戦時救護の救護員は、陸軍の規律に従うことが前提条件であった。その上で、陸軍の命令により赤十字徽章を付けることが許され、日赤の救護員であることが登録された(登録名簿は、恤兵監二通と本社一通で管理)。看護婦もこれと同様である。

登録された看護婦は、一定の給与を支給された。

「救護事務ノ實行ハ之ヲ義務的ニ編制スルノ主義ヲ取りタリ是ヲ以テ理事者首長以下本社準備ノ醫員看護人看護婦ノ如キ本社ノ戦時事業ニ任用シタル人員ニハ皆一定ノ俸給ヲ支給シタリ戦争ノ初期ニ於テ二三特志者ヲ無給使用シタルモ實驗上果シテ得策ニ非サルヲ知り得タリ」(『社史稿』pp.1158-1159)

更に陸軍の戦時衛生補助の間は、陸軍が一定の便宜を図り、給与を支給した。

「救護員ノ派出地ニ在リテ陸軍ノ戦時衛生ヲ補助スル間ハ陸軍ニ於テ食物寝具等ハ現品ヲ以テ支給セラレ人員材料ノ水陸運搬ニ關シテハ總テ便利ヲ與ヘラレタリ即チ内地タルト外地タルトヲ問ハス本社ハ單ニ醫員調剤員看護者ニ制服ヲ附與シ適當ノ旅装ヲ具ヘシメテ陸軍ニ派出スルニ止リ…救護員一身ニ關スルコトモ亦都テ官ノ給スル所タリキ」(『社史稿』p.1159)

また、救護員が戦時勤務中に罹患した場合は、次の通りである。

「本社救護員ニシテ派遣地ニ在リテ疾病ニ罹ル者ハ便宜ノ病院ニ入レ軍人同様ニ官給治療ヲ加ヘラレタリ」(『社史稿』p.1159)

日清戦争に派遣された救護員は男女あわせて10,379人、うち看護婦は658人で、彼らが救護した傷病兵は全体で101,675人であった(『社史稿』p.1290)。この勤務中、伝染病等への感染や負傷によって死亡した救護員は男女あわせて25人、うち4人の看護婦が広島予備病院で殉職している。これには次のような対応がなされた。

「救護員中二十五名ハ不幸病ニ為メニ其職務ニ斃レタリ是レ本社ノ永ク追悼ニ堪エサル所ナリ本社ハ定ムル所ノ扶助給與規則ニ據リ其遺族者二十一名ニハ弔祭料及扶助料ヲ給シ廿八年十

月以降ハ政府ヨリ下賜セラルクノ恩命ニ接シ他ノ遺族者四名ハ政府ノ扶助を蒙リタリ」(『社史稿』p.1926)

「此他職務ノ為メ負傷又ハ身體不具ニ陥リシ者調剤員一名看護婦一名看護人二名アリ亦相當ノ金額ヲ給與セリ」(『社史稿』p.1297)

5) 看護婦派遣の評価と課題

看護婦派遣に責任を持った野戦衛生長官の石黒忠憲は、看護婦の活躍を高く評価した。

「傷病者ノ看護ニ婦人ヲ使用スルハ實ニ今回ヲ以テ初メトス其未タ實驗セサルノ前ニ在テハ或ハ軟弱ニシテ事ニ堪ヘス或ハ風紀上甚タ慮ル可キ虜アリトノ説アリシカ實際ノ状況ハ長日月晝夜ノ勤務ニ従事シテ少シモ倦ムコトナク能ク規則ヲ守リ能ク命令ニ従ヒ重症患者ノ看護ニハ殊ニ適當ニシテ内外之ヲ難スルモノナキヲ信ス」(『社史稿』pp.1278-1279)

更に今後の希望として、石黒は次のようにも述べている。

「六、看護婦ハ今後尚ホ若干名使用スル目的アリ精撰熟練ナル者ハ解放セスシテ不時ノ需ニ應セラレンコトヲ希望ス」

「十、看護婦ハ其養成年月ノ長短ニ依リテ技術ニ著シキ差等アルヲ見ル故ニ将来モ可成完全ノ養成方ヲ希望ス」(『社史稿』pp.1280-1281)

日清戦争で高い評価を得た看護婦は、この後、日赤本社のみならず全国道府県支部においても積極的に養成され、戦時勤務へと積極的に召集されることになった。

4. 日清戦争の教訓

1897年4月、石黒軍医総監は、各師団軍医部

長会議で、本社事業と陸軍衛生部事業との区域を定め、赤十字事業を兵站管区内に限る方針を示した。戦時においては日赤救護員を臨機に野戦病院に使用することも考えるし、またそのような議論もあったものの、石黒の考え方は軍人・兵士と赤十字救護員の明確な区別であった。彼は、「日本赤十字社ニ對スル主旨」で、次のように述べている。

「…赤十字社事業ノ戦時ニ必要ナル言ヲ俟タスト雖モ其社タル固ヨリーノ私人結社ナルヲ以テ事業ノ畛域ヲ定メテ功程ヲ誤ラシメサルコトハ常ニ監督官ノ意ヲ用キサル可ラサル所ナリ是ヲ以テ二十七八年役ノ始ニ當リテ兵站總監ハ大本營ノ決議ヲ經テ赤十字ノ事業ハ兵站管区内ニ止マルヘキモノトナシ之ヲ戦線ニ使用セサルコトニ既定セラレタリ抑々赤十字社員タル者如何ニ熱誠業ヲ執リ如何ニ周到事ニ従フニセヨ戦線ニ於テハ其居ル所ノ屋舎ニモアレ其執ル所ノ食餌ニモアレ其要スル所ノ材料ニモアレ軍隊ノ手ヲ離レテ獨立處辨シ得ヘキニ非サルカ故ニ終ニ軍隊ニ火線伴フコト能ハサル可ク又赤十字社員タル者其身不幸ニシテ彈丸ニ斃ルルモ國家ニ對シテ恩給扶助ヲ受クルノ權ヲ有スル我軍人トハ其性質ヲ異ニスルヲ以テ之ヲシテ戦線ノ危險ヲ犯サシムルニ忍ヒサル所アリ況ヤ當初ヨリ死ヲ以テ自ラ許シ戦線ニ立テ傷者ヲ収拾救護スルヲ第一ノ任務トスル我衛生部員ノ十分配置セラルモノアルニ於テヤ又況ヤ戦線ニ於テ軍隊ノ秩序規律静肅ヲ保持センニハ編制以外ノ人員ヲ置クヲ不可トスル自他ノ經驗アルニ於テヤ故ニ二十七八年役ニ於ケル我赤十字社ノ事業ハ其功誠ニ多ニシテ其勞甚大ナリト雖モ戦線ノ衛生作業ニ至リテハ毫モ其手ヲ藉リタルコトナシ而シテ将来事アルニ當リテモ此方針ハ二十七八年役ニ同カルヘキコトヲ断言スルモノナリ」(『社史稿』pp.74-76)

ここでは、日赤を私人結社ととらえて事業活

動区域を定めている。これは、戦線において軍隊の規律とその動きを最優先したもので、私人結社が独立した動きをとる可能性を一切不可とする考え方である。言い換えれば、私人結社の独立した動きによって何らかの死傷者が発生した場合、公的な責任を負うことはできないということの表明である。

重要なことは第一線での軍隊衛生部員の増強をはかることであり、日赤救護員が戦地にて負傷または死亡しても国家から恩給扶助を受ける権利がないということを明確にした上で、この方針（看護人を戦地に派遣する）は将来的にも守られるべきであると主張した。

この議論は、日赤救護員の男女の別を問わない議論であり、この段階での原則を述べたものである。しかしながら、軍隊増強と組織整備の進行に伴い、徴兵制が徹底し、男性が衛生兵となって戦場に赴くことが多くなると、結局、日赤救護員は女性だけになっていった。そして、戦時において女性をどこまで派遣できるか、派遣すべきかという議論に、徐々に変わっていった。

ちなみに、上記の"日赤救護員が戦地にて負傷または死亡した場合、国家から恩給扶助を受ける権利がない"について附言するなら、第二次世界大戦中の戦地に派遣された従軍看護婦についても同様である。今日、80歳代という高齢を迎え、満足な年金もなく生活する彼女らに対して、政府、日赤当局とも具体的な生活保障を行うには至らない⁹⁾。

また、上記の"戦時において女性をどこまで派遣できるか、派遣すべきかという議論"は、日清戦争当時は国内（陸軍予備病院）に限られていた派遣先を、海外の戦地に派遣できるか、兵站病院に派遣できるか、第一線即ち野戦病院に派遣できるか、という議論への道を開くことになったと考えられる。事実、北清事変では病院船勤務によって内地から海上へ、その後の日露戦争で初めて中国大陸へ派遣することとなった。

5. 北清事変(1900年)と患者輸送船

北清事変¹⁰⁾とは、1899年にキリスト教及び列強の中国侵略に反抗して山東省で蜂起した清の義和拳教徒を中心とした秘密結社が、翌1900年、北京の各国公使館区域を包囲したことに始まる。これに対して、日本を含む欧米列強8ヶ国が連合しこれを鎮圧した事件である。

この事件に先立ち、日赤は、日清戦争での教訓から、外地での戦争では患者を内地に輸送するための患者輸送船が必需との認識のもと、博愛丸、弘濟丸二隻の建造を実現していた。この輸送船は、北清事変において重要な任務を果たしたが、一方、戦地には行かないまでも患者輸送船という看護婦の新たな勤務先を提供することとなった。

「明治二十七八年戦役救護ノ實驗ニ依リ将来ノ戦役ニ對シテ患者輸送船準備ノ必要ヲ認メタリ蓋シ四面海ヲ環ラスノ國ニシテ一進一退船舶ノ便ニ由ラサル可ラサルハ固ヨリ言ヲ待タサル所ニシテ我赤十字事業ノ如キ最モ其必要ヲ感スルモノナリ蓋シ我國ニ於テ戦時患者ヲ護送スルニ方テハ必ス船舶ヲ要ス」（『社史稿』p.832）

しかしながら、患者輸送船の準備は簡単ではなく、患者輸送の安全のため、軍隊軍資輸送船との区別が必要であることや、万一の攻撃に備えてそれに耐えうるものでなければならないこと、また平時における輸送船の使用などが検討された。

その結果、1897年8月、日本郵船株式会社（社長近藤廉平）との間に、平時は飛脚船として使用すること、戦時は直ちに患者輸送船とすること等の運行規定やその費用負担などを契約した。費用は一隻約54万円、建造先のイギリスから横浜港に入港したのは、1899年の春であった。したがって、翌年の北清事変においては、

この輸送船が使用されることになったのである(『社史稿』pp.832-840)。

北清事変における救護員の派遣先は、大沽、天津を拠点とした戦地及び本社患者輸送船、陸軍輸送船、広島陸軍予備病院であったが、そのうち看護婦の勤務先は、日清戦争に倣い広島陸軍予備病院に勤務する他、患者輸送船への乗船勤務が命じられた。

博愛丸、弘済丸への当初の乗り組み員には、看護婦長1人、看護婦10人が、それぞれ含まれた。この時、初めて看護婦は患者輸送船に乗り込み、内地を離れることとなった。折しも1899年7月に、ジュネーブ条約の原則を海戦にも応用する条約が締結され、輸送船の安全が確保できたことが、看護婦の乗り組みを可能にしたと言えよう。

「本社輸送船ハ公然不可侵ノ権利ノ下ニ自由ニ海上ヲ航送シ得ルモノトナレリ」(『社史稿』p.842)

この時の日赤救護員は、男女あわせて陸海軍患者救護にあたった救護員591人(内、看護婦長と看護婦は193人)、外国人患者救護にあたった救護員177人と記されている(一部重複を含めて計768人。『社史稿』pp.1336-1337)。そのうち広島予備病院に従事した看護婦が176人である(『社史稿』p.1322)。

陸海軍患者救護において博愛丸と弘済丸の乗組員は、男女あわせて109人(うち1人死亡か?)と推計されるが、そのうちの看護婦数は明確にならない(推計17人)。救護された傷病兵は、全体で陸海軍患者12,586人(うち博愛丸1,438人、弘済丸1,292人)、外国人患者249人(博愛丸98人、弘済丸27人)であった(『社史稿』pp.1336-1337)。

おわりに

日赤は、戦地傷病兵救護を目的に創設された組織である。主として資金と意思決定を司る社員組織と、実戦部隊である救護員の二大組織からなる。本稿は、後者の実戦部隊を中心に考察した。

救護員の組織は、平時における戦時準備として養成からはじまり、第二次世界大戦終結まで積極的に従軍看護婦を養成し、戦地へ派遣した。救護員養成は西南戦争終結後に始まったが、当初から女性に限っていたわけではない。軍隊の整備に伴って、また後の救護活動の評価によって、徐々に女性の仕事となっていった。

日清戦争において、初めて国内予備病院で兵士の看護にあたるが、その議論では、日本国内の軍紀に対してきわめて慎重な姿勢であったことがよくわかる。さらには清国や韓国に対してジュネーブ条約への加入を進言するなど、戦争にルールがあるとしたならば、当時の日赤と政府の"公正な"姿勢を伺い知ることができる。

また、北清事変では病院船勤務を実行したが、女性を海外の戦地に出すことには、その身分保障も含めて、慎重な議論をしている。こうして、従軍看護婦は内地から海上へと勤務先を拡大していったのである。女性を従軍看護婦として積極的に戦地へ派遣する方向で議論が進んでいったことは、当時の情勢からやむを得ないことではあった。

これらの続きに、日露戦争と二つの世界大戦がある。今日、武力攻撃事態法[※]において日赤が公共指定機関となっていることを考えると、けして同様の道をたどってはならないという見地から、このような過去の従軍看護婦派遣の経過を十分に考察する必要があると思われる。

そして、過去の従軍看護婦の背景に、また今日の日赤医療従事者の背景に、1500万人[※]もの日赤社員がいることをもけして忘れてはならない。日赤社員は、今日も主として資金と意思決定を司る。社員は過去、従軍看護婦派遣にどのように関わったか。今日の社員は、今後どのよ

うに関わるのか。本研究ノートは、それらを議論するための途上のノートでもある。

脚注

- i 『社史稿』では「西南戦役」と記されている。
以下、戦争の名称については、引用以外は歴史的に使用された名称にこだわらず、今日使用されている名称を使用した。
- ii 西南戦争においては、西郷軍は藩兵の組織である。一方政府軍は、徴兵制が完成する以前の段階ではあったが、国民から召集された兵士による軍隊である。
赤十字の活動は、この国民国家の有する軍隊が存在することが、活動を展開しうる客観的条件となるが、この時期にはまだその段階に到達していない。
- iii 博愛者の創設が1877年、日赤へと改称したのが1887年である。
- iv 篤志看護婦人会とは、有栖川宮妃薫子によって提唱され、皇族、華族らの婦人を中心として構成された組織であり、日赤改称と同時に設立された。「戦時軍人患者ノ看護法ヲ研究スルコト」（『社史稿』p.903）を第一に掲げ、看護法の研究・教育を柱として、救護活動への女性の関心を高め、女性が赤十字活動（結果的には従軍活動）に参加するための牽引車の役割を果たした。
- v 『社史稿』では「明治二十七八年戦役」と表されている。
- vi 日本のジュネーブ条約加盟調印は、日赤への改称の前年1876年に行われた。アジア諸国で最初である。
- vii 元従軍看護婦らは、1975年に兵士と同様に恩給法の適用を政府に求めるべく活動を開始し、1979年に従軍看護婦の会を結成して活動している。事務所は日赤救護課に置かれている。
- viii 『社史稿』では「明治三十三年清國事件」と表されている。
- ix 関連三法のうち、「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を指す。他二法は、「安全保障会議設置法」と「自衛隊及び防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律」である。

x 戦前の最高時には1521万人（1945年）、今日では1424万個人社員、20万法人社員（2003年）である。

参考文献（著者アルファベット順）

- ・従軍看護婦の会編『桐の花』（従軍看護婦の会だより）第13号、1999年。
 - ・亀山美知子著『近代日本看護史Ⅰ 日本赤十字社と看護』ドメス出版、1984年。
 - ・亀山美知子著『近代日本看護史Ⅱ 戦争と看護』ドメス出版、1984年。
 - ・川口啓子著「博愛社の組織的特徴に関する歴史的分析」『日本医療経済学会会報』第20巻第1号通巻63号（pp.44-69）、2001年7月。
 - ・川口啓子著「日本赤十字社の全国組織網形成過程に関する研究—改称年度から20年間を中心として—」『月刊国民医療』No.187（pp.19-38）、2002年12月。
 - ・榎井孝『世界と日本の赤十字』株式会社タイムス、1999年10月。
 - ・松平永芳『橋本綱常博士の生涯』「アンリ・デュナン」教育研究所、1977年。
 - ・南条薫著『日本の看護婦—その実態とビジョン—』三一書房、1970年。
 - ・日本赤十字社編『日本赤十字社史稿（上下）』日本赤十字社、1911年。
 - ・日本赤十字社編『日本赤十字社史続稿（上下）』日本赤十字社、1929年。
 - ・日本赤十字社編『日本赤十字社史稿（第五巻）』日本赤十字社、1979年。
 - ・日本赤十字社千葉県支部編『人道・博愛—百年のあゆみ』日本赤十字社千葉県支部、1993年3月。
 - ・日本赤十字社企画広報室編「赤十字新聞」759号、2003年8月。
 - ・野村拓監修、日赤共同研究プロジェクト編『日本赤十字の素顔』あけび書房、2003年7月。
- 筆者は、主として第1章「町内会と日赤の奇妙な関係」、第4章「従軍看護婦と日赤」、第8章「日赤のあるべき姿を考える」を執筆。
- ・佐藤信一著『赤十字100年』朝日出版、1963年1月。

（かわぐち けいこ 本学助教授）